

## 宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助について



### 養育費の取り決めに要する経費補助

養育費の受け取りは、子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは、親の強い義務です。公正証書等作成にかかる本人の費用を補助します。公正証書等とは養育費の取り決めに交わした文書で、公正証書（強制執行認諾約款付）、調停調書、確定判決などとなります。

### 対象者

宝塚市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の①～⑤の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当を受けている方又は同等の所得水準にある。
- ② 養育費の取り決めににかかる経費を負担している。
- ③ 養育費の取り決めににかかる債務名義（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、確定判決など）を有している。
- ④ 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養している。
- ⑤ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない。



### 補助対象経費及び補助額

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（上限5万円）
- ・ 家庭裁判所調停申立て、または裁判に要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用（裁判所提出用、当補助金申請の戸籍）
- ・ 家庭裁判所への付き添い支援にかかわる費用（1回あたり2千円、複数回可）



## 申請方法

公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以降の日に限る）の翌日から1年以内に宝塚市子育て支援課へ申請してください。

- 宝塚市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書
- 調査同意書

<添付書類>（原本をご持参ください）

- 児童扶養手当証書

児童扶養手当を受給していない方は、本人及び児童の戸籍謄本、所得証明書（転入の場合のみ）が必要です。

- 補助対象となる経費の領収書

※領収書には①宛名、②領収年月日、③領収金額、④取引内容（但し書き）、⑤領収者の住所及び氏名、⑥領収印が必要です。ただし、郵便局や官公署が発行する領収書並びにレシートについては、②③のみで可能です。

- 養育費の取り決めに交わした文書。

※強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、確定判決書など、債務名義化した文書に限ります。

- 振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）
- その他、市が必要と認めるもの



## 母子・父子自立支援員の相談

ひとり親家庭の方や離婚前の方に対して、離婚手続きや各種ひとり親支援制度に関する相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援を行っています。

<時間>平日 9:00~12:00、12:45~17:30

（来庁相談は、できるだけ予約願います）。

## お問い合わせ

宝塚市子育て支援課 ☎ 0797-77-2128

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号